

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

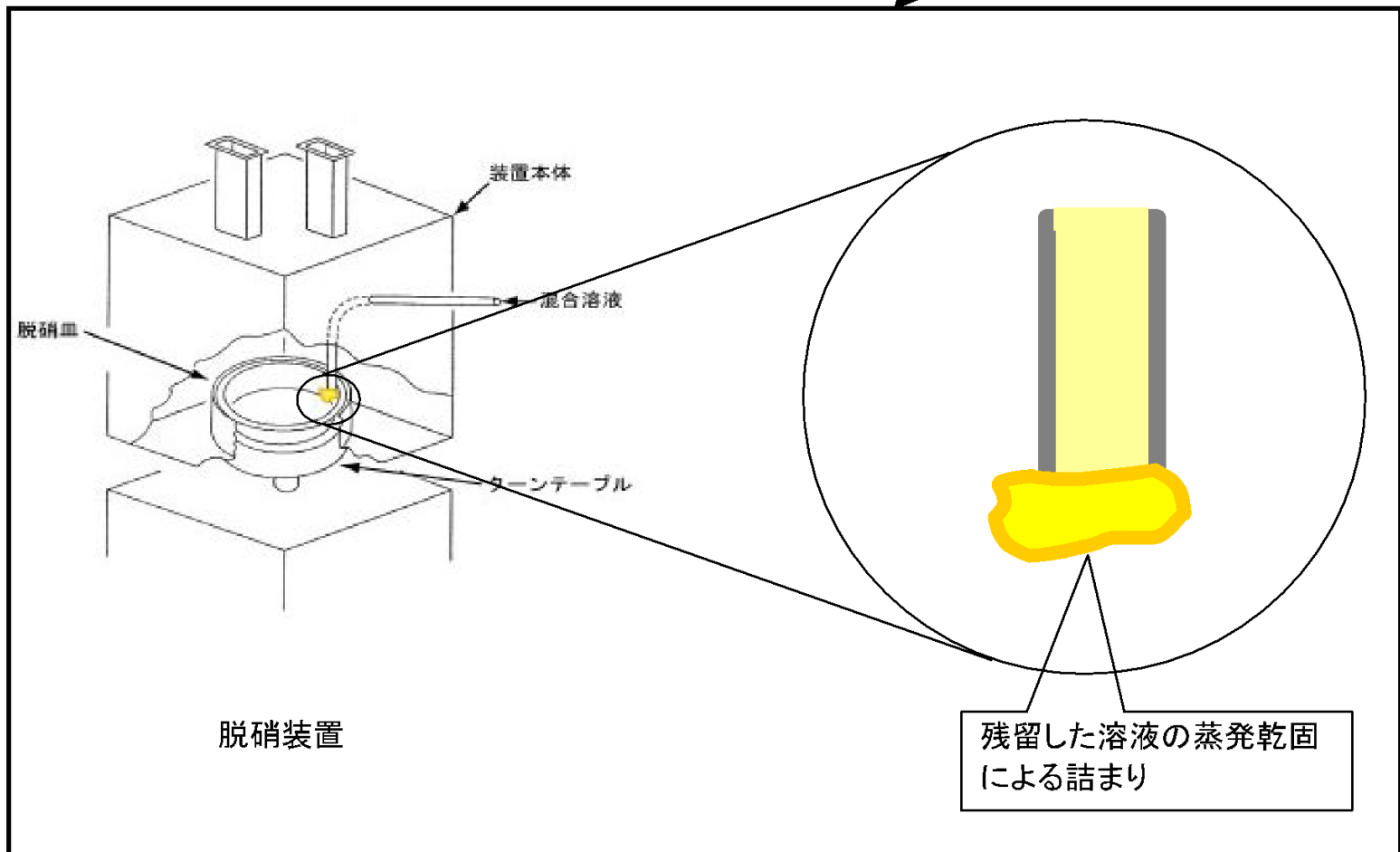
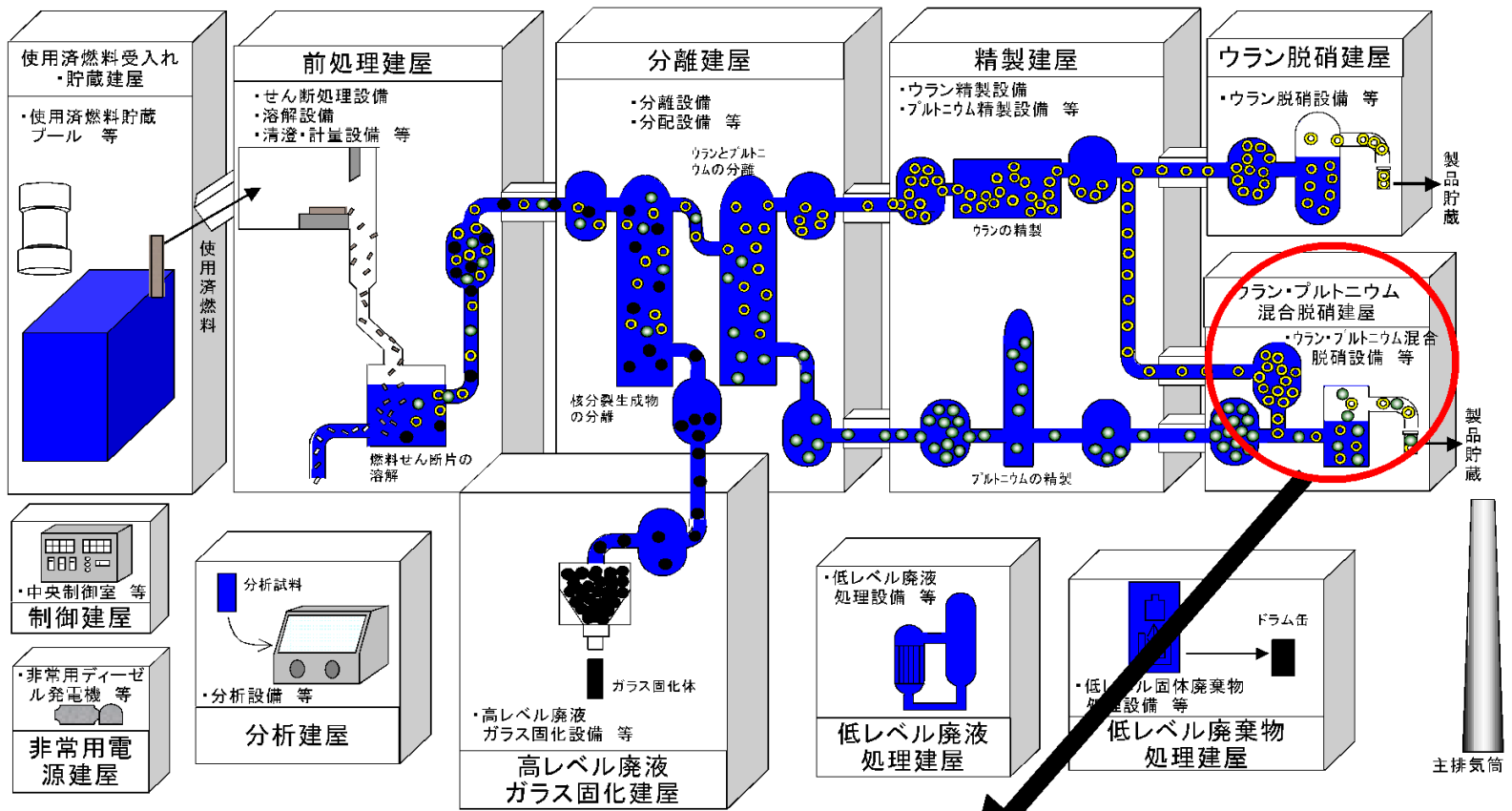
事象分類別 (a. 詰まり・堆積)

1-30. 脱硝装置の給液ノズル先端部における詰まり

<p>事象の概要</p> <p>(1)発生場所：機器</p> <p>(2)設備の概要</p> <p>(3)発生の状況</p> <p>(4)概要</p> <p>(5)原因</p>	<p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋：脱硝装置</p> <p>ウラン・プルトニウム混合溶液をマイクロ波による加熱により熱分解し、ウラン・プルトニウム混合粉末にする装置。なお、脱硝装置は2系統（並列運転）あり、片方の系統が停止しても、もう片方の系統は運転を継続出来る。</p> <p>脱硝装置の運転中</p> <p>脱硝装置のウラン・プルトニウム混合溶液給液ノズル先端に残留した溶液の蒸発乾固によるノズルの詰まり。</p> <p>運転を継続することで発生する詰まり（予め対応手順を定めている）。</p>												
<p>事象による影響</p> <p>(1)工場外への影響</p> <p>(2)安全性への影響</p> <p>(3)作業員への影響</p> <p>(4)他工程への影響</p>	<p>工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有するウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス換気系が稼働しているグローブボックス内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。</p> <p>安全上の問題は生じない。 給液ノズルの詰まりは、ITVにより監視し、脱硝装置の運転を停止する。また、給液時間が長くなることによりタイマーで検知され、脱硝装置の運転が自動停止するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>作業員への影響は生じない。 給液ノズルの詰まり除去作業にあたっては、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。</p> <p>上流の工程の運転に影響が生じる。 給液ノズルの詰まりに伴い、ウラン・プルトニウム混合脱硝工程の運転に影響が生じる。さらに上流の精製建屋以前の工程は、一時的な貯留槽（ウラン濃縮液第2受槽、プルトニウム濃縮液一時貯槽等）の残液量で運転継続の可否を判断する。</p>												
<p>対応の概要</p>	<p>1. 給液ノズルの詰まりはノズル先端に残留した溶液の蒸発乾固によるものであることを確認する。</p> <p>2. 給液ノズルの詰まりを除去し、定められた操作手順に従って運転を再開する。</p>												
<p>公表区分</p>	<p>毎月集約して月1回公表（ホームページへ掲載）</p>												
<p>連絡区分*</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">トラブル情報</th> <th colspan="3">運転情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A情報</td> <td>B情報</td> <td>C情報</td> <td>ごく軽度な機器故障</td> <td style="background-color: #e0ffe0;">清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td> <td>不適合等</td> </tr> </tbody> </table>	トラブル情報			運転情報			A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報										
A情報	B情報	C情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等								

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

清掃や調整により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

影響の範囲の設備を停止して復旧

設備Ⅰ 設備Ⅱ 設備Ⅲ

機器 タンク 機器 タンク 機器 タンク

影響の範囲の設備を停止して

運転継続